

建設関連業務並びに物品販売等入札資格審査申請要綱

令和6・7年度において二戸地区広域行政事務組合が発注する建設関連業務並びに物品販売等についての入札参加者資格審査申請書の受付期間等を下記のとおりとする。

記

- 1 受付期間 令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）まで（郵送の場合は消印有効）とする。
（ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。）
- 2 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 3 受付場所 二戸市下斗米字細越20番地1
二戸地区広域行政事務組合 事務局総務課
- 4 建設関連業務（測量、建設コンサルタント業務等）申請
 - (1) 資格要件及び欠格要件
 - ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けている者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者（未成年者、成年被後見人又は被保佐人であって契約締結のために必要な法定代理人の同意を得ている場合は、同項の規定は該当しない。）
 - ウ 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税、法人事業税又は個人事業税、法人市民税又は個人市民税を滞納している者
 - エ 暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者
 - (2) 申請書類
 - ① 申請書（様式第1号）
 - ② 営業に関し法律上必要とする登録証明書（写し）
 - ③ 直前2年の実績高表（様式第2号）
 - ④ 営業経歴書（様式第3号）
 - ⑤ 技術者経歴書（様式第4号）
 - ⑥ 申請業務に係る技術者業務経歴書（過去5年間）（様式第5号）
 - ⑦ 申請業務に係る業務実績書（過去5年間）（様式第6号）
 - ⑧ 業種区分ごとの実績高及び技術者の資格の確認書類（写し）
 - ア 測量法第55条の8の規定による書類のうち「添付書類（ホ）使用人数、営

業所ごとの測量士・測量士補の数」(直前1年分)

イ 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第7条に規定する現況報告書のうち「ハ 直前1年の事業収入金額」(直前2年分)及び「ヘ 技術士等一覧表」(直前1年分)

ウ 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第7条に規定する現況報告書のうち「ハ 直前1年の事業収入金額」(直前2年分)、「ヘ(1) 規程第3条第1号イ若しくはハに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の一覧表」(直前1年分)及び「ヘ(2) 規程第3条第2号イに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の数」(直前1年分)

エ 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第7条に規定する現況報告書のうち「ハ 直前1年の事業収入金額」(直前2年分)及び「ニ 使用人数」(直前1年分)

⑨ 県内営業所一覧表(様式第7号)

⑩ 東北各県営業所一覧表(様式第8号)

⑪ 税の滞納がないことを証明する書類(写し)(申請書を提出する日の属する年の直前1年間に市町村、岩手県又は国に納付したもの)

全業者＝消費税(課税対象業者のみ)

法人＝県外業者は法人税、県内業者は法人事業税または法人市町村民税

個人＝県外業者は所得税、県内業者は個人事業税または市町村民税

⑫ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(原本)(個人にあつては身分証明書)

⑬ 計算書類(令和4年及び令和5年に決算日の到来する各営業年度)

法人＝貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

個人＝収支計算に関する書類

⑭ 県内技術者一覧表(様式第9号)(岩手県内に本店又は営業所を有する場合のみ。)

5 物品販売等(物品販売、業務委託等)申請

(1) 資格要件及び欠格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者(未成年者、成年被後見人又は被保佐人であつて契約締結のために必要な法定代理人の同意を得ている場合は、同項の規定は該当しない。)

イ 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税、法人事業税又は個人事業税、法人市民税又は個人市民税を滞納している者

ウ 暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者

(2) 申請書類(申請書に添付する書類は、国、岩手県、二戸市等の物品販売等指名入札参加資格審査申請書に添付した書類の写しでも可)

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 使用印鑑届（様式第2号）（営業で使用する印鑑が、実印でない場合のみ）
- ③ 委任状（様式第3号）（当組合との契約等を支店長等に委任する場合のみ）
- ④ 営業に関し法律上必要とする証明書（写し）
- ⑤ 技術者・資格者等名簿（該当がある場合、任意様式）
- ⑥ 税の滞納がないことを証明する書類（写し）（申請書を提出する日の属する年の直前1年間に市町村、岩手県又は国に納付したもの）
全業者＝消費税（課税対象業者のみ）
法人＝県外業者は法人税、県内業者は法人事業税または法人市町村民税
個人＝県外業者は所得税、県内業者は個人事業税または市町村民税
- ⑦ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては身分証明書（いずれも原本での提出とする。ただし当組合の建設関連業務の申請にあたって原本を提出している場合は写し可）
- ⑧ 計算書類（令和4年及び令和5年に決算日の到来する各営業年度）
法人＝貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
個人＝収支計算に関する書類
- ⑨ 印鑑証明書（原本）

6 名簿有効期間

二戸地区広域行政事務組合営建設関連業務並びに物品販売等資格者名簿の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。

7 その他

提出部数は1部とする。なお、提出する際は、申請書類は上記番号順に並べたうえ、A4版ファイルに（色は任意）綴じ込み、表紙及び背表紙に「商号又は名称」を記入し提出すること。